

第 155 号 (令和 6 年 1 月 5 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局労務課】 3

【告示】

- △ 公印の新調、改刻及び廃止【総務局行政マネジメント課】 5
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 6
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 8
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 9
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 11
- △ 保存すべき緑地の指定【環境創造局緑地保全推進課】 12
- △ 一般廃棄物処理基本計画【資源循環局政策調整課】 13
- △ 指定納付受託者の指定【教育委員会事務局学校支援・地域連携課】 14

【公告】

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 15
- △ 同【経済局商業振興課】 17
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壤環境課】 18
- △ 同【環境創造局水・土壤環境課】 19
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壤環境課】 20
- △ 公園の指定管理者の指定【環境創造局公園緑地管理課】 21
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 24
- △ 公共下水道事業計画の変更【環境創造局下水道事業マネジメント課】 25
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 26
- △ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】 27
- △ 市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設の指定管理者の指定【建築局市営住宅課】 28
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 30
- △ 同【建築局調整区域課】 31
- △ 同【建築局調整区域課】 32
- △ 同【建築局調整区域課】 33
- △ 同【建築局調整区域課】 34
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 35
- △ 同【建築局調整区域課】 36

△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	37
△ 同【建築局建築指導課】	38
△ 市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【都市整備局都心再生課】	39
△ 土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	41
【区公告】	
△ 市有財産への自動写真撮影機設置に関する一般競争入札の施行【西区総務課】	42
△ 土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧【南区南土木事務所】	44
△ 同【港南区港南土木事務所】	45
△ 市有財産への自動証明写真撮影機設置運営に関する公募型指名競争入札の施行【磯子区総務課】	46
△ 横浜市緑区民文化センターの指定管理者の指定【緑区地域振興課】	48
△ 横浜市踊場地区センターの指定管理者の指定【戸塚区地域振興課】	49
【医療局病院経営本部】	
△ 横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程の一部を改正する規程【病院経営課】	50
【教育委員会】	
△ 横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【学校支援・地域連携課】	51
△ 横浜市立図書館規則の一部を改正する規則【中央図書館企画運営課】	52
△ 横浜市立図書館資料管理規則の一部を改正する規則【中央図書館調査資料課】	55
【区選挙管理委員会】	
△ 委員長等の氏名【戸塚区】	56
△ 同【栄区】	57
△ 同【泉区】	58
△ 委員の氏名【鶴見区】	59
△ 委員長等の氏名【鶴見区】	60
△ 委員の氏名【神奈川区】	61
△ 委員長等の氏名【神奈川区】	62
△ 委員の氏名【西区】	63
△ 委員長等の氏名【西区】	64
△ 委員の氏名【中区】	65
△ 委員長等の氏名【中区】	66
△ 委員の氏名【磯子区】	67
△ 委員長等の氏名【磯子区】	68
【市会】	
△ 令和 5 年第 4 回市会定例会会議事項（第 1 日）【議事課】	69
△ 令和 5 年第 4 回市会定例会会議事項（第 2 日）【議事課】	70
△ 令和 5 年第 4 回市会定例会会議事項（第 3 日）【議事課】	74
△ 令和 5 年第 4 回市会定例会会議事項（第 4 日）【議事課】	75
【その他】	
△ 横浜市危機管理指針の全部改正について【総務局防災企画課】	78
△ 電子署名に用いる証明書【総務局行政マネジメント課】	83
△ 同【医療局病院経営本部脳卒中・神経脊椎センター総務課】	84
【正誤】	
	85

規則

横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月5日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第1号

横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年3月横浜市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

153,800 円
164,700 円
183,100 円
188,700 円
195,000 円
215,900 円
164,700 円
183,100 円
195,000 円
209,100 円
223,000 円
259,800 円

」

を

「

165,800 円
176,700 円
195,100 円
199,900 円
205,400 円
223,900 円
176,700 円
195,100 円
205,400 円
217,900 円
230,200 円
265,200 円

」

に改める。

別表第2中

「

153,800 円
164,700 円
183,100 円
164,700 円
183,100 円
195,000 円
219,856 円
238,888 円
276,224 円

」

を

「

165,800 円
176,700 円
195,100 円
176,700 円
195,100 円
205,400 円
234,208 円
250,328 円
283,920 円

」

に改める。

346,632 円

348,192 円

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

告示

横浜市告示第 1 号

公印の新調、改刻及び廃止

次のとおり公印を新調し、改刻し、及び廃止する。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 新調

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市長印（港北区住民基本台帳事務専用）	令和 6 年 2 月 1 日	 （縦 4.5 ミリメートル、横 9 ミリメートル）

2 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市中区長印（保険年金課専用）	令和 6 年 2 月 1 日	 （方 21 ミリメートル）

3 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市長印（港北区住民基本台帳事務専用）	令和 6 年 2 月 1 日	 （縦 4 ミリメートル、横 7 ミリメートル）
横浜市中区長印（保険年金課専用）	令和 6 年 2 月 1 日	 （方 21 ミリメートル）

横浜市告示第 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 5 年 11 月 1 日	株式会社サンウエルズ	サンウエルズ神大寺ヘルパーステーション	神奈川区神大寺二丁目 39 番 25 号	居宅介護
同	株式会社スペシフィック	エラビバ就労移行横浜センター	西区花咲町 7 丁目 150 番地	就労移行支援
同	株式会社 Willy Flat	オフィスウイリミナとみらい	中区花咲町 1 丁目 18 番地	就労継続支援 B 型
同	株式会社キート	訪問介護のぞみ東戸塚	戸塚区川上町 88 番地 16	居宅介護、重度訪問介護
同	ファミリー・ホスピス株式会社	訪問介護ファミリー・ホスピス港南台	港南区日野中央二丁目 4 番 12 号	居宅介護、重度訪問介護
同	一般社団法人あおぼの虹	ひなた空	旭区今宿東町 92 番地の 2	共同生活援助
同	特定非営利活動法人さかえ・まごころの会	さかえ・まごころヘルパー	栄区桂町 325 番地の 1	居宅介護
令和 5 年 12 月 1 日	テクノベース株式会社	テクノベース	南区新川町 5 丁目 32 番地	就労継続支援 B 型
同	特定非営利活動法人さざなみ会	横浜ピアスタッフ協会	磯子区中原一丁目 3 番 20 号	就労継続支援 B 型
同	株式会社ア	A - S m i	港北区新横浜三	居宅介護

	カリエ	l e 新横浜	丁目 16 番地の 14	
同	株式会社エ コーケアサ ービス	エコーケア サービス 5 (ファイブ)	港北区新横浜一 丁目 3 番地の 1	居宅介護、 重度訪問介 護
同	特定非営利 活動法人 C O R E	特定非営利 活動法人 C O R E	港北区菊名六丁 目 13 番 18 号	行動援護
同	株式会社日 本アメニテ イライフ協 会	さくら介護 クラブ東戸 塚	戸塚区前田町 50 1 番地の 4	居宅介護、 重度訪問介 護
同	合同会社 N K ケアサー ビス	N K ケアサ ービス	旭区鶴ヶ峰一丁 目 46 番地の 3	居宅介護、 重度訪問介 護
同	特定非営利 活動法人と もにあゆむ	陽	泉区上飯田町 2, 195 番地の 1	居宅介護、 重度訪問介 護
同	株式会社 A i l e s	訪問介護つ ばさ	青葉区田奈町 43 番地の 3	行動援護

横浜市告示第 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 第 1 項に規定する指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 5 年 11 月 1 日	合同会社 V i s t a r t	相談支援事業所 セコンド	鶴見区豊岡町 27 番 10 号

横浜市告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 5 年 7 月 31 日	有限会社ジエイ・ワーク	きらめきホーム	栄区桂台西二丁目 7 番 1 号	共同生活援助
同	株式会社アカリエ	アカリエ 二俣川駅前総合福祉サービス	旭区二俣川 2 丁目 22 番地	重度訪問介護
令和 5 年 9 月 30 日	株式会社ネクサスケア	ネクサスコート青葉台訪問介護事業所	青葉区みたけ台 22 番地の 16	居宅介護
同	株式会社ネクサスケア	ネクサスケア東戸塚訪問介護事業所	戸塚区品濃町 539 番地の 3	居宅介護
同	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブたすけあい栄	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブたすけあい栄	栄区上郷町 84 番地の 12	重度訪問介護
同	株式会社にっこにこケア	株式会社にっこにこケア	港北区日吉本町三丁目 33 番 13 号	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社中央防災技研	株式会社中央防災技研 中区事業所	中区扇町 2 丁目 4 番地の 2	同行援護
令和 5 年 10 月 31 日	株式会社さくら	株式会社さくら	南区宿町 1 丁目 18 番地	同行援護
令和 5 年 11 月 30 日	有限会社なんでも舎ケアサービス	なんでも舎ケアサービス	港北区大倉山一丁目 19 番 10 号	居宅介護、重度訪問介護
同	特定非営利	特定非営利活	瀬谷区相沢四	居宅介護

	活動法人ふるさとホーム瀬谷	動法人ふるさとホーム瀬谷	丁目 10 番地の 36	
令和 5 年 12 月 1 日	特定非営利活動法人ケアサポート	ケアサポート 紬	栄区小菅ケ谷 二丁目 7 番 17 号	同行援護

横浜市告示第 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 4 項の規定に基づき、指定特定相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 5 年 2 月 28 日	特定非営利活動法人つばさ福祉の会	N P O つばさ・さぼーと	神奈川区羽沢町 90 4 番地の 4
令和 5 年 9 月 30 日	一般社団法人アートゴー	相談支援アートゴー	中区真砂町 3 番地の 33
同	社会福祉法人和枝福祉会	若草	神奈川区反町 1 丁目 7 番地の 5
同	株式会社中央防災技研	株式会社中央防災技研 横浜事業本部	神奈川区富家町 1 番地の 13

横浜市告示第 6 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）
第 7 条第 1 項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を
指定した。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
源流の森保存地区	緑区北八朔町 1,349 番 、 1,352 番の一部及び 1,353 番の 1 の一部 緑区长津田町 3,900 番 の 1 、 3,903 番の 1 、 3,948 番 、 3,964 番 、 4,290 番 、 4,720 番 、 4,770 番 、 4,776 番の 1 、 4,776 番の 2 、 4, 777 番 、 4,807 番 、 4, 812 番の 1 、 4,812 番 の 2 、 4,813 番 、 4,81 5 番 、 4,816 番の 1 、 4,816 番の 3 、 4,816 番の 5 、 4,885 番の 2 、 4,886 番の 3 、 4,88 7 番の 1 の一部 、 4,88 7 番の 4 及び 4,981 番 の 1	令和 5 年 10 月 25 日から 令和 16 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 7 号

一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物処理基本計画を別冊のとおり定める。

一般廃棄物処理基本計画（平成 23 年 1 月横浜市告示第 25 号）は、廃止する。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市告示第 8 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定納付受託者の名称
ソニーペイメントサービス株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都港区高輪 1 丁目 3 番 13 号
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
横浜市立学校の入学選考手数料及び入学金
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和 6 年 1 月 1 日

公 告

横 浜 市 公 告 第 1 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 1 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東急日吉駅ビル
港北区日吉二丁目 1 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急株式会社
代表取締役 堀 江 正 博
東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	東急株式会社 代表取締役 高 橋 和 夫 東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号	東急株式会社 代表取締役 堀 江 正 博 東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号

(4) 変更の年月日

令和 5 年 6 月 29 日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和 5 年 12 月 8 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 2 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターコーナン港北センター南店
都筑区茅ヶ崎中央 53 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱 H C キャピタル株式会社
代表取締役 久井大樹
東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社チヨダ 代表取締役 澤木祥二 東京都杉並区荻窪 4 丁目 30 番 16 号 ほか 6 者	株式会社チヨダ 代表取締役 町野雅俊 東京都杉並区荻窪 4 丁目 30 番 16 号 ほか 6 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 5 月 25 日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令和 5 年 12 月 11 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 3 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
4 年 6 月 横 浜 市 公 告 第 306 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 6 年 1 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
神 奈 川 区 羽 沢 町 字 松 原 1,130 番 の 2 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
水 銀 及 び そ の 化 合 物、セ レ ン 及 び そ の 化 合 物、鉛 及 び そ の 化 合
物、ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質
水 銀 及 び そ の 化 合 物、鉛 及 び そ の 化 合 物、ふ っ 素 及 び そ の 化 合
物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 4 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和 5 年 3 月横浜市公告第 137 号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
神奈川県羽沢町字松原 1,130 番の 2 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

横 浜 市 公 告 第 5 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
5 年 7 月 横 浜 市 公 告 第 411 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 6 年 1 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
港 北 区 新 羽 町 字 長 島 178 番 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 6 号

公園の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公園の指定管理者として、次の者を指定した。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中竹春

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
神の木公園 及び台町公園	神奈川区三 ツ沢中町 6 番 7 号	緑とコミュニテイ ーグループ 代表者 藤造園建設株式会 社 代表取締役社長 藤 卷 慎 司	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 11 年 3 月 31 日まで
岡野公園	同	同	同
港の見える 丘公園（集 会施設及び ギャラリー に限る。） 、元町公園 （プールを 除く。） 、山手イタリ ア山庭園及 び山手公園	中区日本大 通 58 番地	横浜市緑の協会・ 横浜市弓道協会グ ループ 代表者 公益財団法人横浜 市緑の協会 理事長 橋 本 健	同
日ノ出川公 園	磯子区杉田 四丁目 5 番 10 号	横浜緑地株式会 社 代表取締役社長 瀧 本 靖	同
日野中央公 園	同	横浜緑地・アライ グリーンパートナ ーズ 代表者 横浜緑地株式会 社 代表取締役社長 瀧 本 靖	同
常盤公園	神奈川区三 ツ沢中町 6 番 7 号	緑とコミュニテイ ーグループ 代表者	同

		藤造園建設株式会社 代表取締役社長 藤 卷 慎 司	
今川公園	同	同	同
岡村公園及び新杉田公園	磯子区杉田四丁目5番10号	横浜緑地株式会社 代表取締役社長 瀧 本 靖	同
富岡総合公園	中区日本大通58番地	横浜市緑の協会・横浜市アーチェリー協会とみどりの会グループ 代表者 公益財団法人横浜市緑の協会 理事長 橋 本 健	同
野島公園	同	公益財団法人横浜市緑の協会 理事長 橋 本 健	同
富岡西公園	南区唐沢15番地	横浜植木株式会社 代表取締役社長 伊 藤 智 司	同
富岡八幡公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都中央区銀座4丁目12番15号	株式会社オーエンス 代表取締役社長 大 木 一 雄	同
玄海田公園及び長坂谷公園	神奈川区三ツ沢中町6番7号	緑とコミュニティーグループ 代表者 藤造園建設株式会社 代表取締役社長 藤 卷 慎 司	同
新治里山公園	緑区三保町930番地の24	特定非営利活動法人新治里山「わ」を広げる会 代表理事	同

		原	洪
谷本公園	神奈川県三 ツ沢中町 6 番 7 号	緑とコミュニテイ ーグループ 代表者 藤造園建設株式会 社 代表取締役社長 藤 卷 慎 司	同
都田公園	同	同	同
小雀公園及 び東俣野中 央公園	同	同	同
俣野公園	中区日本大 通 58 番地	横浜市緑の協会・ ワールドグリーン メンテナンス共同 事業体 代表者 公益財団法人横浜 市緑の協会 理事長 橋 本 健	同
金井公園	磯子区杉田 四丁目 5 番 10 号	横浜緑地株式会社 代表取締役社長 瀧 本 靖	同
阿久和富士 見小金台公 園	南区六ツ川 四丁目 1,23 4 番地	株式会社田澤園 代表取締役社長 田 澤 重 幸	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 10 年 3 月 31 日まで

横浜市公告第 7 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
新田間公園	西区浅間町 2 丁目 94 番	別図のとおり 1,397 m ²	立入禁止	令和 6 年 1 月 9 日から令和 6 年 3 月 29 日 まで
石崎川公園	西区戸部本 町 51 番	別図のとおり 712 m ²	立入禁止	令和 6 年 1 月 9 日から令和 6 年 3 月 29 日 まで
いぶき野第 二公園	緑区いぶき 野 63 番の 2	別図のとおり 4,167 m ²	立入禁止	令和 6 年 1 月 9 日から令和 6 年 3 月 15 日 まで
こざか第二 公園	緑区鴨居七 丁目 3 番	別図のとおり 2,613 m ²	立入禁止	令和 6 年 1 月 10 日から令和 6 年 3 月 15 日 まで
十日市場北 公園	緑区十日市 場町 843 番 の 1	別図のとおり 1,353 m ²	立入禁止	令和 6 年 1 月 15 日から令和 6 年 3 月 15 日 まで
御前田第二 公園	緑区長津田 みなみ台一 丁目 2 番の 14	別図のとおり 871 m ²	立入禁止	令和 6 年 1 月 15 日から令和 6 年 3 月 15 日 まで

別図（省略）

横浜市公告第 8 号

公共下水道事業計画の変更

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、横浜市公共下水道事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により次のとおり公告し、当該事業計画を一般の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更については、縦覧期間満了の日までに、横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 下水道事業計画の名称
横浜市公共下水道事業変更計画書
- 2 予定処理区域
縦覧図書のとおり
- 3 工事着手の年月日
昭和 25 年 4 月 1 日
- 4 工事完成の予定年月日
令和 8 年 3 月 31 日
- 5 縦覧場所
横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市環境創造局下水道計画調整部下水道事業マネジメント課
- 6 縦覧期間
令和 6 年 1 月 5 日から令和 6 年 1 月 11 日まで
- 7 縦覧時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

横 浜 市 公 告 第 9 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 1 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 5 年 9 月 1 日	11371	田 野 井 造 園 株 式 会 社	田 野 井 章	(新) 保 土 ヶ 谷 区 境 木 町 112 番 地 の 15
				(旧) 保 土 ヶ 谷 区 境 木 町 157 番 地
令 和 5 年 2 月 28 日	00378	有 限 会 社 才 ハ ラ 設 備 工 業	(新) 小 原 康 弘	港 南 区 上 永 谷 五 丁 目 23 番 40 号
			(旧) 小 原 敬	

横 浜 市 公 告 第 10 号

建 築 協 定 認 可 に 係 る 建 築 協 定 書 の 縦 覧 及 び 公 開 に よ る 意
見 の 聴 取 の 開 催

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、旧もえぎ野自治会地区建築協定の認可申請があったので、次の
とおり、同法第71条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに
、同法第72条第1項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。
この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧
期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出な
ければならない。

令 和 6 年 1 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 縦 覧 期 間
令 和 6 年 1 月 5 日 から 令 和 6 年 2 月 5 日 まで
- 2 縦 覧 場 所
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10
横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課
- 3 縦 覧 時 間
午 前 9 時 から 午 後 5 時 まで
- 4 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 期 日
令 和 6 年 2 月 20 日 午 前 9 時 00 分
- 5 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 場 所
青 葉 区 市 ケ 尾 町 31 番 地 の 4
横 浜 市 青 葉 区 役 所 3 階 304 会 議 室

横浜市公告第 11 号

市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設の指定管理者として、次の者を指定した。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中竹春

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
鶴見区及び神奈川区内に存する市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設	東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号	株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 木村昌平	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
西区、中区、南区及び保土ヶ谷区内に存する市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設	同	同	同
港南区及び戸塚区内に存する市営住宅及び共同施設	神奈川区栄町 8 番地の 1	横浜市住宅供給公社 理事長 小林一美	同
旭区内に存する市営住宅及び共同施設	中区真砂町 2 丁目 22 番地	一般社団法人かながわ土地建物保全協会 会長 菅家龍一	同
磯子区、金沢区及び栄区内に存する市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設	同	同	同
港北区、青葉区及び都筑区内に	東京都世田谷区用賀 4	株式会社東急コミュニティー	同

存する市営住宅 及び共同施設	丁目 10 番 1 号	代表取締役社長 木村昌平	
緑区内に存する 市営住宅及び共 同施設	同	同	同
泉区及び瀬谷区 内に存する市営 住宅及び共同施 設	神奈川区栄 町 8 番地の 1	横浜市住宅供給公 社 理事長 小林一美	同

横浜市公告第 12 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
平成 2 年 11 月 5 日 第 2 開 102 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鶴見区馬場一丁目 2 番 1 号
宗教法人建功寺
代表役員 枅野俊明
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
鶴見区馬場一丁目 1,148 番の 1、1,148 番の 3、1,148 番の 5、1,148 番の 6、1,150 番の 1、1,150 番の 3、1,150 番の 7、1,151 番の一部、1,151 番の 3 の一部、1,151 番の 12 の一部、1,151 番の 13、1,152 番の 1、1,478 番の 1 から 1,478 番の 3 まで、1,478 番の 7、1,478 番の 9 から 1,478 番の 11 まで、1,482 番の 3、1,497 番の 24 から 1,497 番の 27 まで、1,497 番の 33 の一部及び 1,497 番の 34 から 1,497 番の 37 まで

横 浜 市 公 告 第 13 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 1 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 12 月 28 日 第 2022 開 811 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 岡 野 一 丁 目 20 番 22 号
株 式 会 社 TK's ラ ン ド
代 表 取 締 役 入 江 弘 之
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 白 根 二 丁 目 102 番 の 4 、 102 番 の 10 、 102 番 の 11 、 108 番
の 4 、 109 番 の 3 、 109 番 の 4 、 110 番 の 3 から 110 番 の 10 ま で
、 113 番 の 1 及 び 113 番 の 22 から 113 番 の 26 ま で

横 浜 市 公 告 第 14 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 1 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 2 月 21 日 第 2022 開 1313 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 矢 部 町 1 番 地 の 29
株 式 会 社 横 浜 建 物
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 上 柏 尾 町 261 番 の 7 、 261 番 の 65 の 一 部 、 261 番 の 66 、
261 番 の 67 、 277 番 の 38 の 一 部 、 281 番 の 2 の 一 部 、 283 番 の 2
の 一 部 、 284 番 の 5 の 一 部 及 び 284 番 の 6

横 浜 市 公 告 第 15 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 1 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 3 月 29 日 第 2022 開 815 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 北 幸 二 丁 目 9 番 14 号
相 鉄 不 動 産 株 式 会 社
取 締 役 社 長 鈴 木 正 宗
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 東 希 望 が 丘 89 番 の 2 及 び 90 番 の 1 か ら 90 番 の 3 ま で の 各 一
部 、 90 番 の 4 、 90 番 の 9 の 一 部 、 90 番 の 10 の 一 部 、 90 番 の 11 の 一
部 、 90 番 の 12 の 一 部 、 90 番 の 13 、 90 番 の 14 の 一 部 並 び に 90 番 の 22
か ら 90 番 の 24 ま で

横 浜 市 公 告 第 16 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 1 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 6 月 12 日 第 2023 開 1703 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
川 崎 市 宮 前 区 有 馬 1 丁 目 23 番 12 号
神 奈 川 グ ラ ン デ ィ ハ ウ ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 大 竹 順 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 美 し が 丘 西 二 丁 目 53 番 の 10 及 び 53 番 の 11

横浜市公告第 17 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 7 ・ 6 号
- 2 指定年月日
令和 5 年 12 月 20 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
12.49 m
- 5 指定の場所
保土ヶ谷区今井町 442 番の 3
- 6 申請者の氏名
株式会社日本コンプリートホーム
代表取締役 中村賢司

横浜市公告第 18 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 9 ・ 3 号
- 2 指定年月日
令和 5 年 12 月 15 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
16.70 m
- 5 指定の場所
磯子区丸山一丁目 253 番の 1
- 6 申請者の氏名
株式会社オープンハウス・ディベロップメント
代表取締役 福岡良介

横浜市公告第 19 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 36・47 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 12 月 20 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
37.40 m
- 5 廃止の場所
港南区上大岡東一丁目 1,100 番の 117 地先から 1,100 番の 125 地先まで

横浜市公告第 20 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 30・71 号
- 2 廃止年月日
令和 5 年 12 月 14 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
19.60 m
- 5 廃止の場所
旭区善部町 23 番の 1 地先から南希望が丘 74 番の 10 地先まで

横浜市公告第 21 号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 6 年 1 月 5 日

契約事務受任者

横浜市都市整備局長 堀 田 和 宏

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 (m ²)
中区福富町仲通 38 番の 2	宅地	664.06

(3) 最低貸付価格 (月額)

403,085 円

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

中区福富町仲通土地公募貸付実施要領による。

(5) 貸付期間

1 年間 (自動更新 1 回 (1 年) まで可)

(6) 入札に付す条件

中区福富町仲通土地公募貸付実施要領による。

2 中区福富町仲通土地公募貸付実施要領の交付

(1) 交付期間

令和 6 年 1 月 19 日から令和 6 年 2 月 1 日まで (日曜日及び土曜日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)

(2) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市都市整備局都心再生部都心再生課 (横浜市庁舎 29 階)

電話 045(671)4247

3 入札参加資格

個人、団体及び法人。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 契約条項に違反し、この事実があった後 2 年を経過しない者

(3) 正当な理由なく契約を締結せず、この事実があった後 2 年を経過しない者

(4) 横浜市暴力団排除条例 (平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる

者

- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
 - (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第1項各号に該当する団体、その役員及び構成員
 - (7) その他、借受人として適さないと判断される者
- 4 入札参加の手続
- 当該入札に参加を希望する者は、必要書類を各1部用意し、受付期間内に受付場所まで直接持参すること。
- (1) 必要書類
中区福富町仲通土地公募貸付実施要領による。
 - (2) 受付期間
第2項第1号に同じ。
 - (3) 受付場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市都市整備局都心再生部都心再生課（横浜市庁舎29階）
電話 045(671)4247
- 5 入札及び開札の日時及び場所
- 令和6年2月9日午前9時30分
中区本町6丁目50番地の10
横浜市庁舎21階 会議室
- 6 入札保証金
- 入札保証金は免除する。
- 7 入札の無効
- 次の入札は無効とする。
- (1) 第3項の資格条件を満たさない者が行った入札
 - (2) 中区福富町仲通土地公募貸付実施要領における入札実施要領第7条に定める入札
- 8 貸付料の納入方法
- 本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。
- 9 その他
- 詳細は中区福富町仲通土地公募貸付実施要領による。

横浜市公告第 22 号

土地区画整理組合の事業計画変更の縦覧

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、泉ゆめが丘土地区画整理組合から事業計画変更の認可申請があったので、同条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、次のとおりその事業計画を公衆の縦覧に供する。

この事業計画について意見がある利害関係者は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、横浜市長に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間
令和 6 年 1 月 6 日から令和 6 年 1 月 19 日まで
- 2 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市都市整備局市街地整備部市街地整備推進課
- 3 縦覧時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

区 公 告

西 区 公 告 第 1 号

市有財産への自動写真撮影機設置に関する一般競争入札
の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 6 年 1 月 5 日

契約事務受任者

横浜市西区長 菊 地 健 次

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への自動写真撮影機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所 在	施設名	貸付面積 (m ²)
05-20-001	西区中央一丁目 5 番 10 号	西区庁舎 (1 階)	1.35

(3) 最低歩合率

販売実績の 20.0 % 以上

(4) 貸付期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで (5 年間)

(5) 入札に付する条件

市有財産への自動写真撮影機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱 (以下「指名停止措置要綱」という。) に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。又は、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 市有財産への自動写真撮影機設置事業者募集要領記載の貸付条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件 (入札物件) に証明写真等を販売する自動写真撮影機を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」 (以下「自動写真撮影機設

置運営事業」という。)を行う資力、能力等を有する者であること。

- (5) 令和 4 年度及び令和 5 年度において、自動写真撮影機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 市有財産への自動写真撮影機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

3 市有財産への自動写真撮影機設置事業者募集要領の交付

(1) 交付期間

令和 6 年 1 月 5 日から令和 6 年 1 月 22 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(2) 交付時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

(3) 交付場所

西区中央一丁目 5 番 10 号
横浜市西区役所総務部総務課
電話 045(320)8306（直通）

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和 6 年 1 月 5 日から令和 6 年 1 月 22 日午後 5 時まで

(2) 受付時間

持参の場合、午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

(3) 受付場所

西区中央一丁目 5 番 10 号
横浜市西区役所総務部総務課
メールアドレス： ni-yosan@city.yokohama.jp

5 入札日時及び場所

令和 6 年 1 月 31 日午後 2 時
西区中央一丁目 5 番 10 号
横浜市西区役所 4 階 4 A 会議室

6 入札保証金

免除

7 次の入札は無効とする。

- (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
- (2) 市有財産への自動写真撮影機設置事業者募集要領における入札要領第 7 条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

南区公告第 1 号

土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 24 条第 1 項の規定により、神奈川県知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

なお、この事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、同法第 23 条第 1 項の規定により、神奈川県知事に土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、又、同法第 25 条第 1 項の規定により、神奈川県知事に意見書を提出することができる。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

- 1 起業者の名称
横浜市
- 2 事業の種類
市道平戸第 486 号線・市道上大岡第 119 線道路改良事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
南區別所一丁目地内、別所二丁目地内、別所三丁目地内及び港南区最戸二丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 縦覧場所
南区浦舟町 2 丁目 33 番地
横浜市南土木事務所
- 5 縦覧期間
令和 6 年 1 月 5 日から令和 6 年 1 月 19 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで）

港南区公告第 1 号

土地収用法に基づく事業認定申請書等の縦覧

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 24 条第 1 項の規定により、神奈川県知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

なお、この事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、同法第 23 条第 1 項の規定により、神奈川県知事に土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、又、同法第 25 条第 1 項の規定により、神奈川県知事に意見書を提出することができる。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市港南区長 栗原敏也

- 1 起業者の名称
横浜市
- 2 事業の種類
市道平戸第 486 号線・市道上大岡第 119 線道路改良事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
南区別所一丁目地内、別所二丁目地内、別所三丁目地内及び港南区最戸二丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 縦覧場所
港南区港南中央通 10 番 1 号
横浜市港南土木事務所
- 5 縦覧期間
令和 6 年 1 月 5 日から令和 6 年 1 月 19 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで）

磯子区公告第 1 号

市有財産への自動証明写真撮影機設置運営に関する公募
型指名競争入札の施行

次のとおり公募型指名競争入札を行う。

令和 6 年 1 月 5 日

契約事務受任者

横浜市磯子区長 関 森 雅 之

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への自動証明写真撮影機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在	施設名	(最大) 貸付面積 (m ²)
06-60-001	磯子区磯子三丁目 5 番 1 号	磯子区総合庁舎 (1 階)	2.00

(3) 最低歩合率

販売実績の 30.0 % 以上

(4) 貸付期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで (5 年間)

(5) 入札に付する条件

市有財産への自動証明写真撮影機設置事業者募集要領による

。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱 (以下「指名停止措置要綱」という。) に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。又は、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 横浜市税の滞納がないこと。

(4) 市有財産への自動証明写真撮影機設置事業者募集要領記載の貸付条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件 (入札物件) に証明写真等を販売する自動写真撮影機を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」 (以下「自動証明写真撮影機設置運営事業」という。) を行う資力、能力等を有する者であること。

- (5) 令和 3 年度及び令和 4 年度において、自動証明写真撮影機設置運営事業の実績を有していること。
 - (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
 - (7) 令和 3 年度及び令和 4 年度において、市有財産への自動証明写真撮影機設置運営事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- 3 市有財産への自動写真撮影機設置事業者募集要領の交付
- (1) 交付期間
令和 6 年 1 月 22 日から令和 6 年 2 月 5 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 交付時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時まで
 - (3) 交付場所
磯子区磯子三丁目 5 番 1 号
横浜市磯子区役所総務部総務課
電話 045(750)2314（直通）
- 4 入札参加申込の受付
- (1) 受付期間
令和 6 年 1 月 22 日から令和 6 年 2 月 5 日午後 5 時まで
 - (2) 受付時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時まで（持参）
 - (3) 受付場所
磯子区磯子三丁目 5 番 1 号
横浜市磯子区役所総務部総務課
メールアドレス：is-yosan@city.yokohama.jp
- 5 入札日時及び場所
令和 6 年 2 月 19 日午前 10 時
磯子区磯子三丁目 5 番 1 号
横浜市磯子区役所 6 階 602 会議室
- 6 入札保証金
免除
- 7 次の入札は無効とする。
- (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
 - (2) 市有財産への自動証明写真撮影機設置事業者募集要項における入札要綱第 6 条に定める入札
- 8 契約書作成の要否
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

緑区公告第 1 号

横浜市緑区民文化センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市緑区民文化センターの指定管理者として、次の者を指定した。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市緑区長 佐藤 康 博

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
中区太田町 2 丁目 23 番 地	みどりアート & メ ディアパートナーズ 代表者 株式会社神奈川新聞 社 代表取締役社長 須藤 浩之	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日 まで

戸塚区公告第 1 号

横浜市踊場地区センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市踊場地区センターの指定管理者として、次の者を指定した。

令和 6 年 1 月 5 日

戸塚区長 國本直哉

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
中区常盤町 1 丁目 7 番 地	公益財団法人横浜 Y M C A 理事長 工藤誠一	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

医療局病院経営本部

横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 1 号

横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程の一部を改正する規程

横浜市病院事業の経営する病院条例施行規程（平成 17 年 3 月病院経営局規程第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表 3（第 12 条）

区分			金額 (消費税法第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されないときは()内の金額)
市民病院	個室	特別室 A	55,000 円 (50,000 円)
		特別室 B	33,000 円 (30,000 円)
		A	16,500 円 (15,000 円)
		B	14,960 円 (13,600 円)
		小児 A	14,300 円 (13,000 円)
		小児 B	9,900 円 (9,000 円)
脳卒中・ 神経脊椎 センター	個室	A	22,000 円 (20,000 円)
		B	16,500 円 (15,000 円)

附 則

この規程は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

教育委員会

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月5日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第1号

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和26年12月横浜市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条に規定する認定の申請をしている場合には、同法第7条の規定により、同法第3条に規定する就学支援金（以下「就学支援金」という。）を授業料に係る債権の弁済に充てることにより、徴収するものとする。ただし、同法第8条第1項の規定により就学支援金の支給が停止された期間及び同法第9条の規定により就学支援金の支払を差し止められた期間に係る授業料についてはこの限りでない。

5 就学支援金の支給がされないことにより、前項本文の規定による授業料の徴収をすることができない場合は、就学支援金の支給がされないと判明した日から30日以内に、期限を付して当該授業料の請求をすることにより徴収するものとする。

第3条の次に次の1条を加える。

（授業料等の還付）

第3条の2 条例第4条ただし書に規定するやむを得ない理由があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 過納又は誤納の授業料等があることが判明したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が特に必要があると認めるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第3条の2の規定は令和5年10月5日から適用する。

横浜市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 2 号

横浜市立図書館規則の一部を改正する規則

横浜市立図書館規則（平成 6 年 1 月横浜市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 20 条」を「第 19 条」に改め、

「第 4 章 障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第 21 条）」

を

「第 3 章の 2 電子書籍利用（第 20 条）」

第 4 章 障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第 21 条）」

に改める。

第 2 条第 1 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 電子書籍（電子的記録を用いて出版した、図書館資料と同等の内容を持つ著作物で、契約によりインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて利用できるものをいう。以下同じ。）を利用に供すること。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 館内におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧できる情報の利用方法については、教育長が別に定めるところによる。

第 9 条を次のように改める。

（登録手続）

第 9 条図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、利用者番号の付与を受けなければならない。

2 利用者番号の付与を受けることができる者は、次のとおりとする。

(1) 本市内に居住し、又は勤務し、若しくは在学する者

(2) 本市との間で締結した図書館の相互利用に関する協定に基づき図書館資料の館外貸出しを受けられるとされている者

3 利用者番号の付与を受けようとする者は、教育長が別に定めるところにより、次に掲げるいずれかの方法で登録の申請をしなければならない。ただし、第 2 号による方法は前項第 1 号に定める者に限り、第 3 号による方法は市内に居住する者に限り行うこと

ができるものとする。

- (1) 図書館の窓口に来館し、本人であること及び居住地等を証明する書類を提示することにより申請する方法
 - (2) 横浜市立図書館情報システムを利用し、本人であること及び居住地等を証明する書類の写しを提出することにより申請する方法
 - (3) 郵送により、本人であること及び居住地等を証明する書類を提出することにより申請する方法
- 4 前項第1号及び第3号に規定する方法により利用者番号の付与を受けた者は、図書館カード（第2号様式）の交付を受けるものとする。ただし、図書館カード不要の申出をした場合は、この限りではない。
- 5 第3項の規定に基づき登録をされた者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育長に届け出なければならない。
- (1) 登録内容に変更が生じたとき。
 - (2) 図書館カードを破損又は紛失したとき。
- 6 登録者が虚偽の申請を行ったとき、もしくは図書館カードを他人に貸与する等不正な行為をしたとき、又は本人からの申出があったときは、教育長は、別に定めるところにより、一定の期間貸出しを停止し、又はその登録を取り消すことができる。
- 7 利用者番号の有効期間は、登録した日から5年間とする。ただし、更新することができる。
- 8 前項ただし書の規定による更新は、教育長が別に定めるところにより行うものとする。
- 第10条中「図書館カードを提示し」を「利用者番号の確認を受け」に改め、同条に次の2項を加える。
- 2 前項の利用者番号の確認は、図書館カードの提示又は横浜市立図書館情報システムにインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて接続された情報通信機器の提示により行うものとする。
- 3 図書館カードの紛失等により前項の確認ができない場合については、教育長が別に定める。
- 第19条の次に次の章名を付する。
- 第3章の2 電子書籍利用
- 第20条を次のように改める。
- （電子書籍の利用）
- 第20条 電子書籍を利用できる者は、第9条第2項第1号に該当し、利用者番号の付与を受けた者とする。
- 2 登録者1人に対して同時に利用に供することができる電子書籍

は、2点以内とする。

- 3 電子書籍の利用期間は、貸出日の翌日から起算して14日間とする。
- 4 利用期間の延長を希望する登録者は、前項の利用期間内に延長の申出をすることができる。延長が認められた場合、手続の翌日から起算して14日間利用期間が延長される。
- 5 第9条第6項及び第13条に規定する貸出停止の措置を受けている者は、電子書籍を利用することができない。
- 6 その他電子書籍の利用について必要な事項は、教育長が別に定める。

第36条調査資料課の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 電子書籍の提供に関すること。

第37条第3項中「及び」を「、」に改め、「担当係長」の次に「及びキャリアスタッフ」を加え、同条第4項中「及び」を「、」に改め、「担当係長」の次に「及びキャリアスタッフ」を加える。

第38条第2項中「及び」を「、」に改め、「担当係長」の次に「及びキャリアスタッフ」を加える。

第2号様式中「第9条第1項」を「第9条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の横浜市立図書館規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の横浜市立図書館規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

横浜市立図書館資料管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月5日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第3号

横浜市立図書館資料管理規則の一部を改正する規則

横浜市立図書館資料管理規則（平成21年3月横浜市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程（平成17年8月横浜市教育委員会達第6号）第2条第4号」を「横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程（令和5年3月横浜市教育委員会達第4号）第2条第6号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月15日から施行する。

区選挙管理委員会

戸塚区選挙管理委員会告示第 20 号（令和 5 年 12 月 18 日 掲 示 済）

委員長等の氏名

令和 5 年 12 月 16 日 次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 5 年 12 月 18 日

横浜市戸塚区選挙管理委員会

委員長

田 所 重 光

委員長職務代理者

天 本 武

栄区選挙管理委員会告示第 22 号（令和 5 年 12 月 18 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 5 年 12 月 16 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 5 年 12 月 18 日

横浜市栄区選挙管理委員会

委員長

橋 本 壽

委員長職務代理者

大 石 健 司

泉区選挙管理委員会告示第 23 号（令和 5 年 12 月 18 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 5 年 12 月 16 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 5 年 12 月 18 日

横浜市泉区選挙管理委員会

委員長

小 菅 賢 三

委員長職務代理者

木 村 郁 子

鶴見区選挙管理委員会告示第20号（令和5年12月21日揭示済）

委員の氏名

令和5年12月21日次の者が、本委員会委員に就任した。

令和5年12月21日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

木	村	泰	一	郎
吉	野	敏	昭	
横	山	祐	一	
伊	藤	文	雄	

鶴見区選挙管理委員会告示第 21 号（令和 5 年 12 月 21 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 5 年 12 月 21 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 5 年 12 月 21 日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

委員長

木村 泰一郎

委員長職務代理者

吉野 敏昭

神奈川県選挙管理委員会告示第 24 号（令和 5 年 12 月 21 日掲示済）

委員の氏名

令和 5 年 12 月 21 日次の者が、本委員会委員に就任した。

令和 5 年 12 月 21 日

横浜市神奈川区選挙管理委員会

大	滝	和	俊
三	橋	保	孝
花	村	一	夫
雨	宮	政	治

神奈川県選挙管理委員会告示第 25 号（令和 5 年 12 月 21 日 掲 示 済）

委員長等の氏名

令和 5 年 12 月 21 日 次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 5 年 12 月 21 日

横浜市神奈川区選挙管理委員会

委員長

大 滝 和 俊

委員長職務代理者

花 村 一 夫

西区選挙管理委員会告示第 21 号（令和 5 年 12 月 21 日揭示済）

委員の氏名

令和 5 年 12 月 21 日次の者が、本委員会委員に就任した。

令和 5 年 12 月 21 日

横浜市西区選挙管理委員会

矢	野	安	彦
内	海	達	夫
中	村	専	太郎
中	村	恵	一

西区選挙管理委員会告示第 22 号（令和 5 年 12 月 21 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 5 年 12 月 21 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 5 年 12 月 21 日

横浜市西区選挙管理委員会

委員長

矢野安彦

委員長職務代理者

中村専太郎

中区選挙管理委員会告示第 20 号（令和 5 年 12 月 21 日掲示済）

委員の氏名

令和 5 年 12 月 21 日次の者が、本委員会委員に就任した。

令和 5 年 12 月 21 日

横浜市中区選挙管理委員会

織	茂	圭	賛
津	霸	幸	正
佐	久間		衛
福	井	正	隆

中区選挙管理委員会告示第 21 号（令和 5 年 12 月 21 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 5 年 12 月 21 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 5 年 12 月 21 日

横浜市中区選挙管理委員会

委員長

佐久間 衛

委員長職務代理者

福井 正隆

磯子区選挙管理委員会告示第 19 号（令和 5 年 12 月 21 日 掲 示 済）

委員の氏名

令和 5 年 12 月 21 日 次の者が、本委員会委員に就任した。

令和 5 年 12 月 21 日

横 浜 市 磯 子 区 選 挙 管 理 委 員 会

横	田	秀	昭
飯	村	孝	志
安	井		誠
伊	藤		優

磯子区選挙管理委員会告示第 20 号（令和 5 年 12 月 21 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 5 年 12 月 21 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 5 年 12 月 21 日

横浜市磯子区選挙管理委員会

委員長

横 田 秀 昭

委員長職務代理者

飯 村 孝 志

市会

令和 5 年 第 4 回 市会 定例会 会議事項 (第 1 日)

- 1 開会日時 11 月 30 日 午前 10 時 00 分
- 2 出席議員 86 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

会期の決定

11 月 30 日から 12 月 20 日までの 21 日間と決定

市第 45 号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

以上関係常任委員会に付託

議第 5 号議案 ガザ地区における平和の早期実現を求める決議

以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

市第 45 号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

以上(付託分)委員会報告どおり原案可決

- 4 散会時刻 午前 11 時 41 分

令和 5 年 第 4 回 市 会 定 例 会 議 事 項 (第 2 日)

- 1 開 会 日 時 12 月 7 日 午 前 10 時 00 分
- 2 出 席 議 員 86 人
- 3 会 議 の て ん 末 次 の と お り

- 市 報 第 19 号 市 営 住 宅 明 渡 等 請 求 事 件 に 係 る 訴 え の 提 起 、
市 営 住 宅 等 使 用 料 支 払 請 求 即 決 和 解 事 件 に 係
る 和 解 及 び 改 良 住 宅 使 用 料 支 払 請 求 調 停 事 件
に 係 る 調 停 に つ い て の 専 決 処 分 報 告
- 市 報 第 20 号 自 動 車 事 故 等 に つ い て の 損 害 賠 償 額 の 決 定 の
専 決 処 分 報 告
- 市 報 第 21 号 変 更 契 約 の 締 結 に つ い て の 専 決 処 分 報 告
- 以 上 3 件 報 告

- 市 報 第 22 号 公 共 下 水 道 の 管 理 か し に よ る 事 故 に つ い て の
損 害 賠 償 額 の 決 定 の 専 決 処 分 報 告
- 市 第 46 号 議 案 横 浜 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 及 び 費 用 弁 償
に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 47 号 議 案 横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 48 号 議 案 横 浜 み ど り 税 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 49 号 議 案 地 方 税 法 第 314 条 の 7 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る
寄 附 金 を 受 け 入 れ る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 を
定 め る 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 50 号 議 案 横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 51 号 議 案 横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 52 号 議 案 横 浜 市 下 水 道 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 53 号 議 案 横 浜 市 公 園 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 54 号 議 案 横 浜 市 廃 棄 物 等 の 減 量 化 、 資 源 化 及 び 適 正 処
理 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 55 号 議 案 横 浜 市 道 路 占 用 料 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 56 号 議 案 横 浜 市 河 川 占 用 料 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 57 号 議 案 横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 58 号 議 案 横 浜 市 消 防 団 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改
正
- 市 第 59 号 議 案 横 浜 市 火 災 予 防 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 60 号 議 案 横 浜 市 奨 学 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 61 号 議 案 横 浜 市 工 業 技 術 支 援 セ ン タ ー 条 例 の 廃 止

- 市第 62 号議案 北寺尾第 501 号線等市道路線の認定及び廃止
- 市第 63 号議案 高規格救急車の取得
- 市第 64 号議案 地区センターの指定管理者の指定
- 市第 65 号議案 公会堂の指定管理者の指定
- 市第 66 号議案 スポーツ施設の指定管理者の指定
- 市第 67 号議案 区民文化センターの指定管理者の指定
- 市第 68 号議案 地域療育センターの指定管理者の指定
- 市第 69 号議案 公園の指定管理者の指定
- 市第 70 号議案 市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設の指定管理者の指定
- 市第 71 号議案 横浜市少年自然の家指定管理者の指定
- 市第 72 号議案 当せん金付証票発売の限度額
- 市第 73 号議案 横浜市中心卸売市場本場青果部施設整備工事（第 2 工区建築工事）請負契約の締結
- 市第 74 号議案 都市計画道路桜木東戸塚線（平戸地区）街路整備工事請負契約の締結
- 市第 75 号議案 万騎が原小学校建替工事（第 1 工区建築工事）請負契約の締結
- 市第 76 号議案 南部児童相談所移転新築工事並びに上永谷駅前地域ケアプラザ（仮称）及び上永谷駅前コミュニティハウス（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の変更
- 市第 77 号議案 瀬戸橋住宅（仮称）建替工事（建築工事）請負契約の変更
- 市第 78 号議案 令和 5 年度横浜市一般会計補正予算（第 4 号）
- 市第 79 号議案 令和 5 年度横浜市中心卸売市場費会計補正予算（第 2 号）

以上 35 件関係常任委員会に付託

横浜市神奈川区選挙管理委員会委員及び同補充員各 1 人の再選挙
以上投票により選挙（当選人氏名 別紙 1）

横浜市中区選挙管理委員会委員補充員 1 人の再選挙
以上指名推選により選挙（当選人氏名 別紙 2）

4 散会時刻 午後 3 時 29 分

別紙 1

横浜市神奈川区選挙管理委員会委員及び同補充員名簿

神奈川区選挙管理委員会委員

雨 宮 政 治

昭和25年 2 月 19 日生

神奈川区六角橋一丁目 1 番 18 号

自由民主党

同補充員

牧 田 健 一

昭和22年 5 月 1 日生

神奈川区六角橋五丁目 22 番 5 号

自由民主党

別紙 2

横浜市中区選挙管理委員会委員補充員名簿

権 八 靖 人
中区西竹之丸32番地

昭和26年11月16日生
立憲民主党

令和 5 年 第 4 回 市 会 定 例 会 議 事 項 (第 3 日)

- 1 開議日時 12 月 12 日 午前 10 時 00 分
- 2 出席議員 85 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

一般質問

伏見幸枝君、武田勝久君、かざまあさみ君、坂井太君、
白井正子君、横山勇太郎君、藤代哲夫君、高田修平君、
坂本勝司君、大野トモイ君

- 4 散会時刻 午後 5 時 05 分

令和 5 年 第 4 回 市 会 定 例 会 議 事 項 (第 4 日)

- 1 開 会 日 時 12 月 20 日 午 後 2 時 00 分
- 2 出 席 議 員 85 人
- 3 会 議 の て ん 末 次 の と お り

市 報 第 22 号 公 共 下 水 道 の 管 理 か し に よ る 事 故 に つ い て の
 損 害 賠 償 額 の 決 定 の 専 決 処 分 報 告

以 上 (付 託 分) 委 員 会 報 告 ど お り 承 認

市 第 48 号 議 案 横 浜 み ど り 税 条 例 の 一 部 改 正

以 上 (付 託 分) 委 員 会 報 告 ど お り 附 帯 意 見 を 付 し 原 案 可 決

市 第 46 号 議 案 横 浜 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 及 び 費 用 弁 償
 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正

市 第 47 号 議 案 横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 改 正

市 第 52 号 議 案 横 浜 市 下 水 道 条 例 の 一 部 改 正

市 第 53 号 議 案 横 浜 市 公 園 条 例 の 一 部 改 正

市 第 55 号 議 案 横 浜 市 道 路 占 用 料 条 例 の 一 部 改 正

市 第 56 号 議 案 横 浜 市 河 川 占 用 料 条 例 の 一 部 改 正

市 第 57 号 議 案 横 浜 市 港 湾 施 設 条 例 の 一 部 改 正

市 第 78 号 議 案 令 和 5 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 4 号
)

市 第 49 号 議 案 地 方 税 法 第 314 条 の 7 第 1 項 第 4 号 に 掲 げ る
 寄 附 金 を 受 け 入 れ る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 を
 定 め る 条 例 の 一 部 改 正

市 第 50 号 議 案 横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正

市 第 51 号 議 案 横 浜 市 国 民 健 康 保 険 条 例 の 一 部 改 正

市 第 54 号 議 案 横 浜 市 廃 棄 物 等 の 減 量 化 、 資 源 化 及 び 適 正 処
 理 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正

市 第 58 号 議 案 横 浜 市 消 防 団 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改
 正

市 第 59 号 議 案 横 浜 市 火 災 予 防 条 例 の 一 部 改 正

市 第 60 号 議 案 横 浜 市 奨 学 条 例 の 一 部 改 正

市 第 61 号 議 案 横 浜 市 工 業 技 術 支 援 セ ン タ ー 条 例 の 廃 止

市 第 62 号 議 案 北 寺 尾 第 501 号 線 等 市 道 路 線 の 認 定 及 び 廃 止

市 第 63 号 議 案 高 規 格 救 急 車 の 取 得

市 第 64 号 議 案 地 区 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定

市第 65 号議案	公会堂の指定管理者の指定
市第 66 号議案	スポーツ施設の指定管理者の指定
市第 67 号議案	区民文化センターの指定管理者の指定
市第 68 号議案	地域療育センターの指定管理者の指定
市第 69 号議案	公園の指定管理者の指定
市第 70 号議案	市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設の指定管理者の指定
市第 71 号議案	横浜市少年自然の家指定管理者の指定
市第 72 号議案	当せん金付証券発売の限度額
市第 73 号議案	横浜市中心卸売市場本場青果部施設整備工事（第 2 工区建築工事）請負契約の締結
市第 74 号議案	都市計画道路桜木東戸塚線（平戸地区）街路整備工事請負契約の締結
市第 75 号議案	万騎が原小学校建替工事（第 1 工区建築工事）請負契約の締結
市第 76 号議案	南部児童相談所移転新築工事並びに上永谷駅前地域ケアプラザ（仮称）及び上永谷駅前コミュニティハウス（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の変更
市第 77 号議案	瀬戸橋住宅（仮称）建替工事（建築工事）請負契約の変更
市第 79 号議案	令和 5 年度横浜市中心卸売市場費会計補正予算（第 2 号）

以上 33 件（付託分）委員会報告どおり原案可決

請願第 55 号	保育・子育て支援施策の拡充等について
請願第 56 号	中学校給食調理中に発見されたたばこの吸い殻に関する徹底調査等について
請願第 57 号	Kアリーナ横浜の退場時の混雑等に対する今後の改善策等について
請願第 53 号	带状疱疹ワクチン接種費用の補助について
請願第 54 号	市予算による 35 人以下学級の早期実現等について
請願第 51 号	路面電車の復活について
請願第 52 号	横浜市立大学が調剤薬局に貸し付けている土地の賃料の公表について

以上 7 件（付託分）委員会報告どおり不採択

議第 6 号議案	国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の充実に係る意見書の提出
----------	---------------------------------

議 第 7 号 議 案 硬 膜 外 自 家 血 注 入 療 法 (ブ ラ ッ ド パ ッ チ 療 法) に 対 す る 適 正 な 診 療 上 の 評 価 を 求 め る 意 見 書 の 提 出

以 上 2 件 委 員 会 付 託 を 省 略 、 即 決 に て 原 案 可 決

市 第 80 号 議 案 横 浜 市 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命

以 上 委 員 会 付 託 を 省 略 、 即 決 に て 同 意

市 第 81 号 議 案 横 浜 市 人 事 委 員 会 委 員 の 選 任

以 上 委 員 会 付 託 を 省 略 、 即 決 に て 同 意

閉 会 中 継 続 審 査

委 員 会 所 管 事 務 23 件 は 、 い ず れ も 閉 会 中 継 続 審 査 と し た 。

4 散 会 時 刻 午 後 2 時 49 分

その他

総 防 第 97 号
令和 6 年 1 月 5 日

各区局・統括本部長

副 市 長

横浜市危機管理指針の全部改正について（依命通達）

横浜市危機管理指針（平成 16 年 3 月 25 日総緊第 182 号副市長依命通達）の全部を改正し、令和 6 年 1 月 5 日から施行する。

横浜市危機管理指針

第 1 総則

1 趣旨

危機管理は、横浜市（以下「市」という。）及び全ての職員の責務である。この指針は、市及び職員における危機管理の基本を定めるものとする。

2 定義

この指針における用語の定義は、次の(1)から(3)までのとおりとする。

(1) 危機

市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態であり、かつ社会的な影響の大きい事態をいう。この指針においては、次に掲げるアからエまでに大別する。

ア 災害

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項で定める「災害」をいう。

イ 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）（以下「事態対処法」という。）第 2 条第 2 号で定める「武力攻撃事態」及び第 3 号で定める「武力攻撃予測事態」をいう。

ウ 緊急対処事態

事態対処法第 22 条第 1 項で定める「緊急対処事態」をいう。

エ 事件等の緊急事態

前アからウまで以外の危機で、その及ぼす被害の程度が前アからウまでに相当するものをいう。

(2) 危機管理

市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的として、危機の発生を防止し、危機発生時においては、被害等を軽減するとともに、危機を収拾して社会秩序の保全を図り、その後、市民生活を平常に回復させることをいう。

(3) 区局

ア 区 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（昭和 34 年 3 月横浜市条例第 1 号）に定める区をいう。

イ 局 横浜市事務分掌条例（昭和 26 年 10 月横浜市条例第 44 号）に定める統括本部及び局、医療局病院経営本部、消防局、水道局、交通局、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局をいう。

第 2 危機管理対策の基本

1 基本

市は、その保有する機能を発揮して、法令及び計画等に基づき、危機管理対策を実施する。事前、応急及び事後の各段階において最善の対策をとることにより、第 1 の 2 (2) に定める目的を実現する。

市は、対策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び関係機関（以下「関係機関等」という。）との適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、市民及び地域における多様な主体が自発的に行う自助及び共助の活動を促進する。

2 行動姿勢

各区局は、法令及び計画等に基づき、市の責務を果たすため、その所掌する事務について、平常時と同様に、危機発生時においても、その区局の責任者の下、主体的かつ組織的に対応する。

職員は、危機管理は全ての職員の責務であることを十分に認識し、主体的に危機管理対策に従事する。

3 事前対策

市は、平常時からあらかじめ危機を想定してその予防に最善を尽くすとともに、応急対策及び事後対策を実施するための準備を行う。

(1) 危機管理体制の整備

危機発生時において、応急対策を有効に実施するため、あらかじめ初動及び応急活動体制、各区局の権限、責任の所在並びに役割分担、指揮命令系統を明確にし、意思決定及び指示方法、情報受伝達体制並びに職員の配備・動員計画等必要な事項を定める。

(2) 危機に強いまちづくり

危機に強い都市空間の形成、施設・設備等の整備・維持管理、資機材の備蓄等により、危機の発生を予防し、又は発生した場合の被害を軽減する。

(3) 調査・研究

危機対応及び想定する危機について調査・研究を行い、対策に反映する。

(4) 訓練・研修

危機管理に関する訓練・研修は、関係機関等との連携協力を図るとともに、様々な被害態様及び発生条件等の想定、実際の危機対応などを参考とした課題の抽出・検討等を行い、対策に反映するなど、市及び職員の危機管理能力の向上を図る。

(5) 関係機関等との連携

情報連絡体制の整備、必要な協定の締結など、関係機関等との相互の連携協力を確保する。

(6) 自助及び共助の促進

公助はもとより、自助及び共助の重要性を認識し、自助及び共助を推進するための体制整備、啓発及び情報提供等を行い、市民及び地域における多様な主体が自発的に行う、危機の発生を予防し、又は発生した場合の被害を軽減するための活動の促進を図る。

(7) 計画等の策定

市は、危機及びその被害態様に応じて、関係機関等の協力を得て、法令等に基づく計画等をあらかじめ定め、危機管理対策の効果的な推進を図る。

各区局は、その所掌する事務について、危機管理対策及び業務継続を講じるために計画・行動マニュアル等必要な事項をあらかじめ定める。

計画等の策定等に当たっては、想像力を働かせ、危機及び必要かつ有効な対策をできる限り具体的に想定し、あらかじめ定めるよう努める。

4 応急対策

市は、危機発生時には、被害や影響を最小限に止めるための応急対策を実施する。その保有する機能を発揮し、関係機関等と連携協力して、市民の生命及び身体の安全確保を最優先として、危機の迅速な収拾及び社会秩序の保全に努める。

各区局及び職員は、応急対策に当たっては、判断及び行動の躊躇並びに状況の軽視等が、被害や影響を拡大させ得ることを十分に認識し、主体的かつ積極的な行動を心掛ける。

危機発生時には、不測の事態が発生し想定外の状況となるなど、計画等に定めのない又は計画等の定めと異なる対応が求められる

る場合も想定し得る。各区局は、このような場合又は所掌が不明な場合においても、関係区局又は関係機関等と連携協力して、市の責務を果たすよう、主体的かつ積極的に対処するものとする。

(1) 初動及び応急活動体制

危機発生時には、直ちに災害対策本部等必要な活動体制を執り、機動的かつ横断的に応急対策を実施する。

各区局の責任者は、あらかじめ定めるところに従い、職員を動員し、配備する。職員は、あらかじめ定めるところに従い、速やかに参集し、応急対策に従事する。

(2) 活動方針

災害対策本部等の体制の責任者は、活動方針を定める。災害対策本部等は、この方針に従って応急対策を実施する。

各区局の責任者は、災害対策本部等の活動方針に従うとともに、その所掌する事務について、必要な意思決定及び指示等を行うものとする。

(3) 関係機関等との連携

関係機関等と相互に連携協力するとともに、市民及び地域における多様な主体による自発的な活動を促進して、危機の迅速な収拾を図る。

(4) 市民等への情報提供

危機、避難及び被害に関する事項など市民等が必要とする情報を、適切な時期及び方法により提供し、市民等の安全の確保及び社会秩序の保全を図る。情報提供に当たっては、広報手段、媒体及び言語などに配慮し、できる限りわかりやすく、市民等の立場に立ったものとするよう努める。

5 業務継続

危機発生時は、市民の生命及び身体安全確保のため、被害等の拡大防止、応急的な救助、被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護等の応急対策が優先となるが、各区局は、社会秩序の保全のため必要不可欠であり、休止による影響が大きい業務について、確実に継続又は早期再開に努めるものとする。

6 事後対策

市は、危機の収拾後は、市民生活の早期回復を図るため、復旧・復興対策を実施する。さらに、危機の再発防止、被害の軽減、危機管理対策の改善を目的として検証を行い、危機管理全体の向上に努める。

(1) 復旧・復興

各区局は、関係機関等と相互に連携協力し、被害施設の復旧・再開、被害者等の生活の援護及び再建支援並びに地域経済の復興支援等を行う。

(2) 検証及び反映

危機の収拾後は、危機の要因、被害の態様、実施した対策等について検証を行い、以降の危機管理対策に反映する。

電子署名に用いる証明書

横浜市行政文書取扱規程（平成 17 年 3 月達第 1 号）第 26 条第 1 項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市長（総務局労務課税申告事務専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN = YokohamashichoSomukyokuromukazeishinkokujimusenyo OU = Romuka OU = Jinjibu OU = Somukyoku OU = Yokohama City L = Kanagawa O = Local Governments C = JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 OU = Organization CA R2 O = LGPKI2 C = JP
使用を開始する日	令和 6 年 1 月 5 日
有効期限	令和 10 年 12 月 14 日
シリアル番号	5b 87 a1 2c
フィンガープリント	e0 23 63 93 23 45 a7 e8 89 7d 41 f2 fd 02 ef bc 68 a8 c0 bf

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1 を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

電子署名に用いる証明書

横浜市医療局病院経営本部行政文書取扱規程（平成 17 年 8 月病院経営局達第 23 号）第 24 条第 1 項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和 6 年 1 月 5 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

脳卒中・神経脊椎センター病院長（脳卒中・神経脊椎センター総務課税申告事務専用）

署名者の電子媒体上での表示	CN=NosotchushinkeisekitsuisentaByoinchoSomukaZeishinkokujimusenyo OU=Somuka OU=Kanribu OU=Nosotchushinkeisekitsuisenta OU=Yokohama City L=Kanagawa O=Local Governments C=JP
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和 6 年 1 月 5 日
有効期限	令和 10 年 12 月 14 日
シリアル番号	5b 87 a1 2b
フィンガープリント	a8 92 0b 5f 40 13 e2 a2 4e 1f 5c 96 a4 0d d2 8e 19 fe 7c c8

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1 を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

正誤

令和5年定期第146号42ページ1行目「医療局病院経営本部告示第1号」は「医療局病院経営本部告示第6号」の誤り。